



## 令和9年度 子ども・子育て支援新制度利用のご案内



令和9年度の幼稚園・認定こども園幼稚園部の利用手続きをご案内しますので、次の要領でお申込みください。

### ○**穴粟市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）（R8.10.1現在）**※保育時間等は変更になる場合があります

|            | 施設名               | 定員 | 所在地         | 電話番号    | 指定園区 | 保育時間       | 一時預かり   | 保育年齢                     |
|------------|-------------------|----|-------------|---------|------|------------|---------|--------------------------|
| 幼稚園<br>公立  | 河 東 幼 稚 園         | 25 | 山崎町三谷57-6   | 62-1563 | なし   | 8:00~13:30 | 18:00まで | 3歳児から<br>(令和6年4月1日生まれまで) |
|            | 波 賀 幼 稚 園         | 30 | 波賀町安賀654-1  | 75-2094 |      | 8:00~13:30 | 18:00まで |                          |
| こども園<br>公立 | 戸 原 こ ど も 園       | 11 | 山崎町宇原1704-2 | 62-1576 |      | 8:00~13:30 | 17:00まで |                          |
|            | は り ま ー 宮 こ ど も 園 | 15 | 一宮町東市場809-1 | 72-1987 |      | 8:00~13:30 | 17:00まで |                          |
|            | 一 宮 北 こ ど も 園     | 15 | 一宮町三方町287-1 | 74-1628 |      | 8:00~13:30 | 17:00まで |                          |
| 私立こども園     | み の り こ ど も 園     | 10 | 山崎町高下408-3  | 62-7739 |      | 8:30~14:00 | 18:00まで |                          |
|            | 穴 栗 わ か ば         | 15 | 山崎町庄能426    | 62-3913 |      | 8:00~13:30 | 18:00まで |                          |
|            | ま あ る こ ど も 園     | 14 | 山崎町野300     | 62-6382 |      | 8:30~13:30 | 19:00まで |                          |
|            | く り の み こ ど も 園   | 15 | 山崎町段43      | 62-7540 |      | 8:30~14:30 | 18:00まで |                          |
|            | 誠 心 学 園           | 9  | 山崎町山田107-1  | 63-1389 |      | 9:00~14:00 | 18:00まで |                          |
|            | ちくさ杉の子こども園        | 10 | 千種町千草1-1    | 76-3777 |      | 8:00~13:30 | 17:30まで |                          |

※見学を希望される方は、施設に直接問合せください。

#### 《 申込受付期間・受付場所 》

○幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

【受付期間】令和8年10月28日（水）・令和8年10月29日（木）13~16時

【受付場所】公立幼稚園：各幼稚園

公立こども園：こども未来課 または 各保健福祉課

私立：各認定こども園

※定員を超える場合は、選考により入園を決定します。



## ① 利用申込の流れ



## ② 開園日について

|                  |       |
|------------------|-------|
| 保育所・認定こども園（保育園部） | 月～土曜日 |
| 幼稚園・認定こども園（幼稚園部） | 月～金曜日 |

※祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。



## ③ ならし保育について

新入所児については、新しい環境に慣れていただくための期間として、半日程度の保育時間でならし保育を実施します。期間・保育時間は施設やお子様の状況により異なります。

## ④ 特別支援保育について

発達等について支援を希望される場合は特別支援保育を実施します。

お子様について気になること等がありましたら、申込時に相談ください。

## ⑤ 延長保育について

保護者の就労時間等に合わせて、延長保育を利用できます。

希望される場合は、直接施設へ申込みください。

【利用料金】利用時間①～③により異なり、下記の利用料金におやつ代が必要です。

|   |          |   |    |                  |                    |    |
|---|----------|---|----|------------------|--------------------|----|
| ① | 1,000円／月 | ① | 延長 | 保育標準時間（保育時間11時間） |                    | 延長 |
| ② | 1,500円／月 | ② |    | 延長               | 保育短時間<br>（保育時間8時間） | 延長 |
| ③ | 2,500円／月 | ③ | 延長 |                  |                    | 延長 |

※保育短時間認定で延長保育を利用される場合は、保育標準時間認定へ変更できる場合がありますので、こども未来課へ相談ください。

## ⑥ 一時預かり保育について

緊急・一時的に保育が必要となった場合に、一時預かり保育を利用できます。

希望される場合は、直接施設へ申込みください。

ただし、保育士数や利用人数により実施できない場合があります。

【利用料金】利用時間により異なり、下記の利用料金に給食費やおやつ代が必要です。

|    |          |
|----|----------|
| 半日 | 1,000円／日 |
| 一日 | 2,000円／日 |



## ⑦ 保育料について（0～2歳児：令和6年4月2日生まれ以降）

利用されるお子様の扶養義務者（父・母・祖父母等）の市民税課税額をもとに算定します。扶養義務者とは、税法上・健康保険上の扶養はもちろん、同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の全ての方（家計の主宰者に限る）です。

4～8月分保育料は、前年度分市民税課税額  
9～3月分保育料は、当年度分市民税課税額

により決定します。

◆保育料は、口座振替での納付をお願いします。

振替口座の登録は、金融機関へ所定の様式を提出してください。

兄弟入所により既に口座の登録がある場合は、同じ口座より振替します。（手続き不要）

《振替可能金融機関》

西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行、淡陽信用組合  
ハリマ農業協同組合、三井住友銀行、ゆうちょ銀行

## ★保育の必要性について

保育所・認定こども園（保育園部）【2・3号認定】の利用を希望される場合は、両親ともに「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

「保育を必要とする事由」により必要な書類や認定期間が異なりますので、下記の表を参考にしてください。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部）【1号認定】の利用を希望される場合は不要です。

|   | 保 育 を 必 要 と す る 事 由 | 内 容                                                               | 保 護 者 の 状 況 を 証 明 す る も の                                              | 証 明 者                            | 認 定 期 間                           |
|---|---------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 就 労                 | 保護者が1か月48時間以上労働することを常態としており、その児童の保育ができない場合<br>※個人で事業を営んでいる場合      | 就 労 等 証 明 書<br>確 定 申 告 書（写）<br>開 業 届（写）<br>営 業 許 可 証（写）等               | 事 業 主<br>※左記の書類が提出できない場合は民生委員の証明 | 小 学 就 学 ま で<br>・<br>満 3 歳 到 達 ま で |
| 2 | 妊 娠 ・ 出 産           | 保護者が妊娠中又は産後間がなくその児童の保育ができない場合                                     | 母 子 手 帳（写）                                                             |                                  | 出 産 予 定 日 の 前 後 8 週 間             |
| 3 | 保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い | 保護者が病気もしくは負傷していたり、心身に障がいがあり、その児童の保育ができない場合                        | 診 断 書<br>身 障 手 帳（写）<br>療 育 手 帳（写）<br>精 神 障 が い 者 手 帳（写）                | 医 師<br>民 生 委 員<br>医 師            | 小 学 就 学 ま で<br>・<br>満 3 歳 到 達 ま で |
| 4 | 同 居 親 族 の 介 護 ・ 看 護 | 児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人があるために、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合 | 介 護 等 確 認 書<br>診 断 書<br>身 障 手 帳（写）<br>療 育 手 帳（写）<br>精 神 障 が い 者 手 帳（写） | 民 生 委 員<br>医 師                   | 小 学 就 学 ま で<br>・<br>満 3 歳 到 達 ま で |
| 5 | 災 害 復 旧             | 震災、風水害、火災などにより、家を失ったり破損したため、その復旧の間、その児童の保育ができない場合                 | 罹 災 証 明 書 等                                                            | 消 防 署 長 等                        | 小 学 就 学 ま で<br>・<br>満 3 歳 到 達 ま で |
| 6 | 求 職 活 動             | 保護者が求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っており、その児童の保育ができない場合                       | 求 職 受 付 票                                                              | 公 共 職 業 安 定 所                    | 90日を原則として市が定める期                   |
| 7 | 就 学                 | 保護者が学校に在学又は公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校において行う職業訓練を受けており、その児童の保育ができない場合  | 在 学 証 明 書<br>受 講 証 明 書                                                 | 校 長 ・ 学 長<br>公 共 職 業 安 定 所       | 卒 業（修了）予 定 日 の 月 末                |
| 8 | 育 児 休 業 ※           | 保護者の育児休業開始前に、既に保育所等を利用している子どもについて、育児休業の間、引き続き入所が必要と認められる場合        | 育 児 休 業 期 間 ・ 入 所 の 必 要 性 が 確 認 で き る 書 類                              | 事 業 主                            | 市 が 定 め る 期 間                     |
| 9 | そ の 他               | 上記の理由以外で、児童の保育ができない場合                                             | *こども未来課へ相談ください。                                                        |                                  |                                   |

※「就労」を理由に保育所等を利用されている子どもに限ります。「育児休業」での新規申込はできません。

- ・勤務内定で入所された場合は、勤務開始後2ヶ月以内に再度、証明書の提出が必要です。
- ・勤務先、勤務時間等の変更があった場合は、再度、証明書の提出が必要です。
- ・世帯の状況や保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず申し出ください。
- ・保育を必要とする事由に該当しない状況が判明した場合は、入所決定を取り消します。
- ・就労等証明書は保護者全員分の提出が必要です。

## ★子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことにより、保育所等を利用する場合には、支給認定を受けることが必要となりました。

支給認定は3つの区分に分かれ、認定区分により利用できる施設が決まります。

また、2・3号認定については、保護者の就労等の時間によって、保育必要量の認定もします。

保育必要量は2つの区分に分かれ、利用できる保育時間が決まります。

### ■教育・保育の場

|        |                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園    | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校                                                                                                                         |
| 保育所    | 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設                                                                                                                       |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設<br>・3～5歳の子どもは保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育と一緒に受けます。<br>・保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。<br>・子育て支援を行っており、相談や親子の交流の場に参加できます。 |
| 地域型保育  | 保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業<br>・家庭的保育（保育ママ）      ・小規模保育（定員6～19人）<br>・事業所内保育                      ・居宅訪問型保育<br><b>※現在のところ、穴栗市で実施する施設はありません。</b>        |



### ■支給認定と利用施設

| 区分   | 内容                                        | 利用施設                |
|------|-------------------------------------------|---------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、<br>家庭で保育を受けることができる子ども             | 幼稚園<br>認定こども園（幼稚園部） |
| 2号認定 | 満3歳以上で、<br>保護者の就労等で家庭で保育を受けることが<br>難しい子ども | 保育所<br>認定こども園（保育園部） |
| 3号認定 | 満3歳未満で、<br>保護者の就労等で家庭で保育を受けることが<br>難しい子ども |                     |

※3号認定から2号認定への変更の手続きは不要です。

### ■保育必要量と利用時間

| 区分     | 内容                                                                    | 利用時間        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 保育標準時間 | ・フルタイム（月120時間程度）就労<br>・妊娠・出産による申込                      など             | 一日最長11時間の利用 |
| 保育短時間  | ・パートタイム（月48時間以上）就労<br>・求職活動中<br>・保育短時間を希望する場合                      など | 一日最長8時間の利用  |

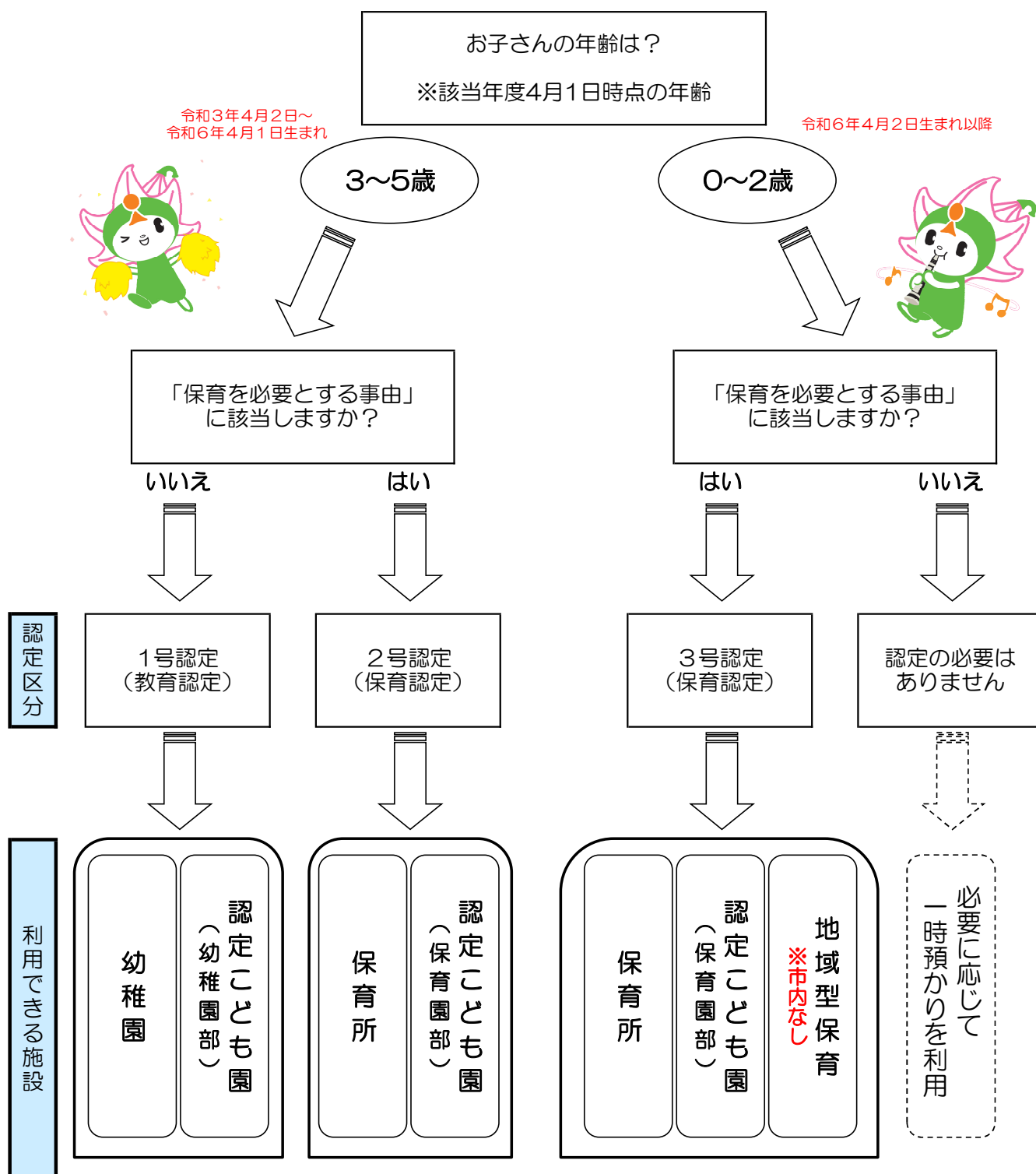
※利用時間帯は施設により異なります。また、延長保育を利用することも可能です。

※保育必要量を変更する場合は、手続きが必要です。こども未来課へ問合せください。

なお、保育必要量の変更は、手続きされた翌月からとなります。

## ★あなたの認定区分は？利用できる施設は？

下記の表をもとに、認定区分・利用できる施設をご確認ください。



共働き家庭でも  
幼稚園を利用したい場合は？

共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は  
1号認定を受けることになります。

問い合わせ先：教育委員会 こども未来課  
TEL：0790-63-3114

